

# 令和3年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）の実施について

学生各位

経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対して、その者からの申請に基づき、令和3年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）について、以下のとおり実施します。

## **A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免**

令和3年4月入学の日本人学部新1年生及び令和3年4月編入学の日本人学部生（2～6年生）に対し、「高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」を実施します。

## **B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）**

令和3年4月入学の日本人大学院生（修士・博士・専門職大学院）・留学生（学部生及び大学院生）及び令和3年4月編入学の日本人学部3～6年生に対しては「本学独自の入学料減免」及び「本学独自の入学料徴収猶予」を実施します。（特例申請有）

## 1. 申請書類の取得方法・提出期間等

配付開始日 令和3年2月17日（水）

取得方法 北海道大学ホームページからダウンロードし、印刷の上、使用してください。  
○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報

提出期間 **入学する学部・研究科（学院）等が指定する期間内**

- ※ 入学する学部・研究科（学院）等により提出期間が異なりますので、担当窓口で確認してください。
- ※ 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の申請期間は入学手続期間（学生募集要項参照）となります。なお、学部編入学生については、入学する学部担当窓口で確認してください。

提出場所 入学する研究科（学院）等の入学料減免（徴収猶予）担当窓口

- ※ 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）及び水産学部2年編入学生については高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生援課奨学支援担当）

## 2. 申請に係る補足事項

### **A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免**

- ①本学の日本人学部1年生及び令和3年4月編入学の日本人学部学生（他大学で「高等教育の修学支援新制度」による入学料減免を受けたことがある者を除く）で、「日本学生支援機構」の給付奨学金に申し込み、既に「奨学生採用候補者決定通知」または「給付型奨学金」を受け取った者、若しくは令和3年4月に「日本学生支援機構」の「給付型奨学金」に申し込む者は、「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」に申請することができます。
- ②「高等教育の修学支援新制度」に入学料徴収猶予制度はありません。
- ③「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」と「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」（「令和3年度前期分授業料減免の実施について」を参照）は別の減免制度のため、それぞれ申請が必要です。
- ④「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」または「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」に申請した場合、既に「奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている者を除き、令和3年4月に受付する「日本学生支援機構」の「給付奨学金」に申し込む必要があります。

<参考>

文部科学省：高等教育の修学支援新制度 特設ページ（大学生・高校生・保護者向け）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

- ①令和3年4月入学の日本人大学院生・留学生（学部生及び大学院生）及び令和3年4月編入学の日本人学部3～6年生が申請することができます。
- ②本学の日本人学部1年生及び令和3年4月編入学の日本人学部2年生は、「過去1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に学資負担者が死亡し、または本人若しくは学士負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められた場合」に該当する者のみ、特例として北海道大学独自の入学料減免に申請することができます（入学料徴収猶予は申請不可）。この場合「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」と重複申請することが可能です。
- ③「北海道大学入学料減免（徴収猶予）申請のしおり」内の「入学料減免（徴収猶予）の申請資格」のいずれかに該当し、減免（徴収猶予）が必要と認められる場合には、選考の上、減免予算額の範囲において、入学料の全額若しくは半額が減免、又は徴収が猶予されることがあります。（入学料の徴収猶予期間は、令和3年4月入学者は令和3年9月末日までとなります。）

3. 決 定

- 申請者（学生）への判定結果に係る連絡等については、8月上旬（予定）に掲示及び本学ホームページにより行いますので、申請者は掲示等を確認してください。  
**※ 判定結果を申請者及び保護者へ個別に郵送やメール送信することはありません。**
- 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の判定結果については、高等教育推進機構④番B窓口、学部編入学生及び大学院生については入学する学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

4. その他

- 入学料減免申請及び・入学料徴収猶予申請をした者は、入学料の納入が猶予されますので、判定結果の通知があるまで入学料を納入しないでください。**一度納入された入学料については返還されません。**
- 減免の不許可者及び半額減免者並びに徴収猶予申請者については、減免（徴収猶予）判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。納入期限までに入学料を納入しない場合には除籍となりますので、注意してください。
- 減免申請をした者のうち、不許可及び半額減免となった者については、再度、徴収猶予申請ができます。（申請期間・申請方法については判定結果を受け取った担当窓口を確認してください。）
- 令和3年度前期入学者において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的理由により入学料の納付が困難になった方を対象に、令和3年度前期入学料減免（緊急）を実施します。今回の入学料減免と重複申請することができますので、該当する者は申請してください。
- 質問・相談については、高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530。平日8:30～17:00。）。

令和3年2月17日 学務部学生支援課